

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年9月4日
発信課 担当者	建築指導課 細谷
連絡先	電 話 0166-25-8561 (内線 5773)
	F A X 0166-24-7009
	E-mail okugai@city.asahikawa.lg.jp

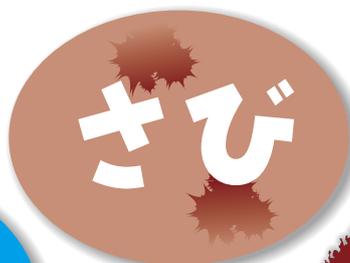
分 類	<input checked="" type="checkbox"/> イベント・行事    募集    契約・入札    会議・説明会    その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	令和元年9月10日(火)
発表項目 (行事名)	屋外広告物安全パトロールの実施について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>近年、屋外広告物の落下事故が相次いで発生しています。屋外広告物の落下は、重大な事故になるおそれがあり、危険な屋外広告物については、早急に適切な対応が求められているところです。</p> <p>毎年9月1日から屋外広告物適正化旬間となっており、その一環として、旭川市と旭川広告美術業組合が合同で屋外広告物の安全管理について啓発するとともに、安全対策についての巡視を行います。</p> <p>日 時 令和元年9月10日(火) 13時30分～15時30分 実施範囲 昭和通及び平和通の一部 集合場所 まちなか交流館前(5条通7丁目) 内 容 上記の趣旨のとおり、屋外広告物の巡視を実施します。 なお、広告主等に対しては安全管理についてのチラシを配布し、啓発を図るとともに、広告物に倒壊又は落下の危険性がないか等の視点により、目視による確認を行います。</p> <p>参 加 旭川市2名 (建築指導課 伊東, 細谷) 旭川広告美術業組合2名(予定) (石脇組合長ほか)</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有    ・    無 (屋外広告物の安全管理に関する啓発用チラシ)
報道(取材)に当 たってのお願い	写真等の撮影に当たっては、広告物が特定されないようご配慮をお願いします。
備 考	

# 屋外広告物による 事故を起こさないために

～あなたの看板大丈夫ですか？～



このような異常がありませんか？



それは看板が落下するかもしれない**サイン**です!

## 異常の 早期発見

定期的に点検するとともに、強風、地震等の発生時は、直ちに点検しましょう。

## 適切な 対応を

異常を発見したら、補修(部品交換、塗装など)やさび止め、撤去を行ないましょう。

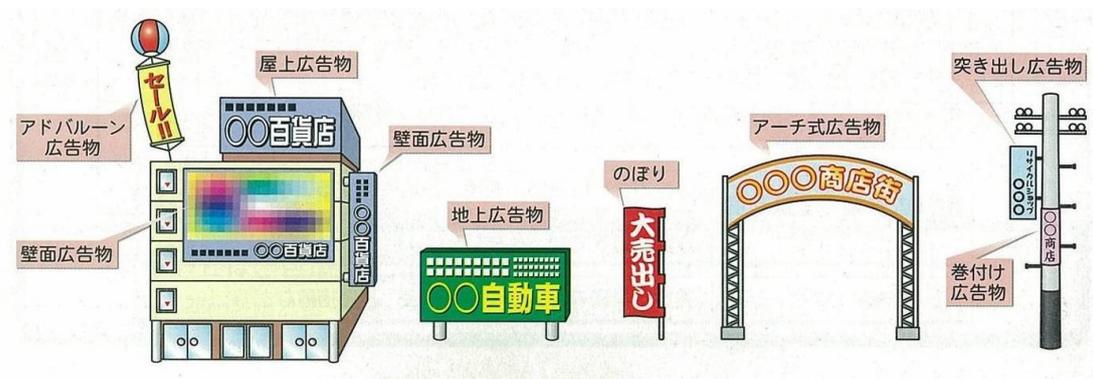
## 点検は 専門家へ!

専門知識を持った屋外広告業者へ相談し、適切な方法により点検しましょう。

# 屋外広告物の 安全対策を！

屋外広告物を掲出する方には、補修その他の必要な管理を行い、**良好な状態を維持することが義務づけられています**。広告物を掲出する皆さんは、定期的に設置部分の不具合（ねじ・ボルト等の緩み、さびの状況等）や老朽化などについて安全点検をお願いします。

## 屋外広告物の例



## 屋外広告セーフティホットライン 一道連携協定事業

安全上問題のある広告物についての連絡・相談を受け付けています。

### 一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会

FAX : 011-641-1560 / E-mail : hokouren@isis.ocn.ne.jp

〈屋外広告物に関するお問い合わせ〉

旭川市建築部建築指導課建築管理係

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 ☎ 0166-25-8561